

# 釧路市民憲章制定60周年記念式典を開催します

問合先 釧路市民憲章推進協議会事務局 (市役所市民生活課内画31-4521)



釧路市民憲章は1964 (昭和39) 年5月3日に制定され、阿寒町・音別町との合併に伴い、豊かで明るいまちを築くための指標・行動規範として2006 (平成18) 年に受け継がれ、今年で制定60周年を迎えました。

60周年を記念し、市民憲章を幅広い年代の市民の皆さんに身近なものと感じていただくため、釧路市民憲章制定60周年記念式典を開催します。本式典では、釧路市出身フォトジャーナリスト長倉洋海氏の記念講演を予定しています。

- 日時 11月30日(土)
- 開場 午前9時30分
- 開演 午前10時
- 会場 コーチャンフォー釧路文化ホール・小ホール (治水町12-10)

**入場無料**  
お待ちしております!

- 内容**
  - 表彰式**  
これまで釧路市民憲章の普及啓発活動に努めた個人または団体へ表彰を行います。
  - ステージ発表**  
ステージ発表では、釧路聴力障害者協会による蝦夷太鼓の力強い演奏を楽しめます。ヒートボイスとキッズロケット、ひぶな幼稚園によるコラボステージでは、釧路市民憲章オリジナルソングの「釧路市民憲章の歌～ぼくらのくしろ～」などを学生や園児の皆さんに踊っていただきます。
  - 記念講演**  
「地球に謳う～出会いと平和を求めて～」をテーマに長倉洋海氏による記念講演を行います。著書であり釧路新聞にて連載している「地球に謳う」から長倉洋海氏が世界を旅した経験をもとに、出会いがもたらす平和について話していただきます。



▲ヒートボイス



▲釧路聴力障害者協会



▲長倉洋海氏

## 釧路市民憲章

### 前文

わたしたちは、広野に丹頂が舞い、夕焼けが太平洋を染める釧路の市民です。わたしたちは、先人の開拓精神をうけつぎ、生産都市を誇りとして、健康で明るく、豊かで文化の香り高いまちを築くために、この憲章を定めます。きょうを充実させ、あすを発展させるために。

### 本文

- 一、元気で働き、明るく豊かなまちをつくりましょう
- 一、きまりを守り、安全で安心な住みよいまちをつくりましょう
- 一、緑を育て、自然豊かなきれいなまちをつくりましょう
- 一、人にやさしく、心ふれあう温かいまちをつくりましょう
- 一、文化を高め、命を尊ぶ平和なまちをつくりましょう
- 一、郷土を愛し、世界に誇れるまちをつくりましょう

### 問合先

釧路市民憲章推進協議会事務局 (市役所市民生活課内画31-4521)

釧路市民憲章推進協議会ホームページはこちら



皆さんの近くにスマホ相談員が伺います!

## スマホ巡回相談会開催!

担当課 市役所情報システム課DX推進係 (画68-5983)



スマホ相談員が市内を巡回して、スマートフォンに関する基本的な操作方法や使い方の疑問に答える相談会を開催します。「普段、相談窓口には遠くて行けない…」という皆さん、この機会にぜひ相談してみませんか?

巡回場所	日程
阿寒湖まりむ館 (阿寒町阿寒湖温泉2-6-20)	11月15日(金)
阿寒町行政センター (阿寒町中央1-4-1)	11月29日(金)
音別町行政センター (音別町中園1-134)	12月13日(金)

事前予約でスムーズにご案内します! ぜひご予約ください!

- 連絡先 スマホ相談員 山口 (画070-9146-2102)  
※電話番号が新しくなりました! 番号を確認の上、かけ間違いにご注意ください。
- 受付時間 平日午後3時～5時  
予約の際は、①住所 ②氏名 ③年齢 ④電話番号 ⑤希望会場 ⑥希望時間をお伝えください。

相談窓口も随時受付中!

くしろフィス(末広町11-1-10クローバービル2階)でお待ちしていますので、気軽にお越しください!

- 開設時間 月～木曜日 午前10時～正午、午後1時～3時

2025 (令和7) 年1月以降、コア3館 (かがやき、鳥取、大空) などで実施予定!

詳細は後日ご案内します。市ホームページでも確認できます。

当日はスマートフォンを持ってなくても大丈夫!

- ・スマートフォンは会場で用意していますので、持っていない方でも体験できます。
- ・席を2つ用意していますので、家族や友人などの付き添いの方も一緒に座れます。